

議案第 186 号

損害賠償の額を定めることについて

都市公園内で発生した事故による損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 28 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 相手方 伊賀市在住の女兒

2 事故の概要

平成 27 年 3 月 28 日（土）午後 3 時頃、伊賀市が管理する同市平野西町 117 番地所在の「くれば水辺公園」内で、相手方が同公園内に設置の句碑説明板と支柱の間に右手薬指を挟み、同指末端部を損傷した。

3 損害賠償額 2, 033, 425 円

(内訳)

治療費	39, 126 円
交通費その他	142, 800 円
逸失利益	1, 101, 499 円
慰謝料	750, 000 円